

2013年4月
2022年3月31日改正

広島国際大学 障がい学生修学支援に関するガイドライン

障がい学生支援室

I. 障がい学生支援室とは？

障がい学生支援室では、障がい学生のニーズに基づいて、必要な支援を行っていきます。精神障害や発達障害は身体障害に比べて分かりにくい面もあり、授業担当者が授業を進めていく中で支援方法等に不安を抱かれる場面があると思います。そのような場合は、遠慮なく障がい学生支援室にご相談ください。本人を含め当該学科・授業担当者・障がい学生支援室、必要に応じて保護者とも連携し、支援方法等について検討します。本ガイドラインでは、障がい学生修学支援の基本方針や障がい学生への支援例等を記載しますが、これに限らず様々な支援が必要と考えますので遠慮なく、ご連絡ください。

II. 沿革

【1998年 開学当初】

学生課で障がい学生等の修学支援に取り組む。

【2005年】

「発達障害者支援法」が施行される。

【2006年】

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行され、それに伴い、障がい学生の修学支援は、学生相談室の業務に盛り込まれ（身体等に障害のある学生に対する修学支援に関する活動指針）、本格的な体制の確立と支援に取り組む。

【2013年4月】

障がい学生等に対して、さらに充実した支援を行うために障がい学生支援室を開設する。

【2016年4月】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される。

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行される。これに伴い、それぞれの対応指針により、多種多様な配慮を自主的に取り組む。

【2022年4月】

合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける「改正障害者差別解消法」が2021年5月、参議院本会議で可決、成立し、3年以内に施行されることに伴い、支援体制の見直しに取り組む。

III. 障がい学生修学支援の基本方針

- (1) **障がい学生本人および家族からの申請（要望）に基づいて、必要な支援を行います。**

障がい学生等からの申請（要望）に基づいて申請者と話し合いながら、その学生

が自立するためになんでも支援するのではなく、できないところを支援します。そのため、申請（要望）の内容について委員会で精査し、必要な支援を決定し、実行します。

(2) **入学前から支援に取り組み入学後も継続した支援を行います。**

入学試験や入学後の授業において、必要な支援を早期に行うため、入学前から相談を受け付け、支援を行います。

(3) **教職員が連携して、全学的な支援を行います。**

特定の教員・部署のみが個別に対応するのではなく、全学的な取組みとして、教職員が様々な関係部署と連携を図りながら支援を進めます。

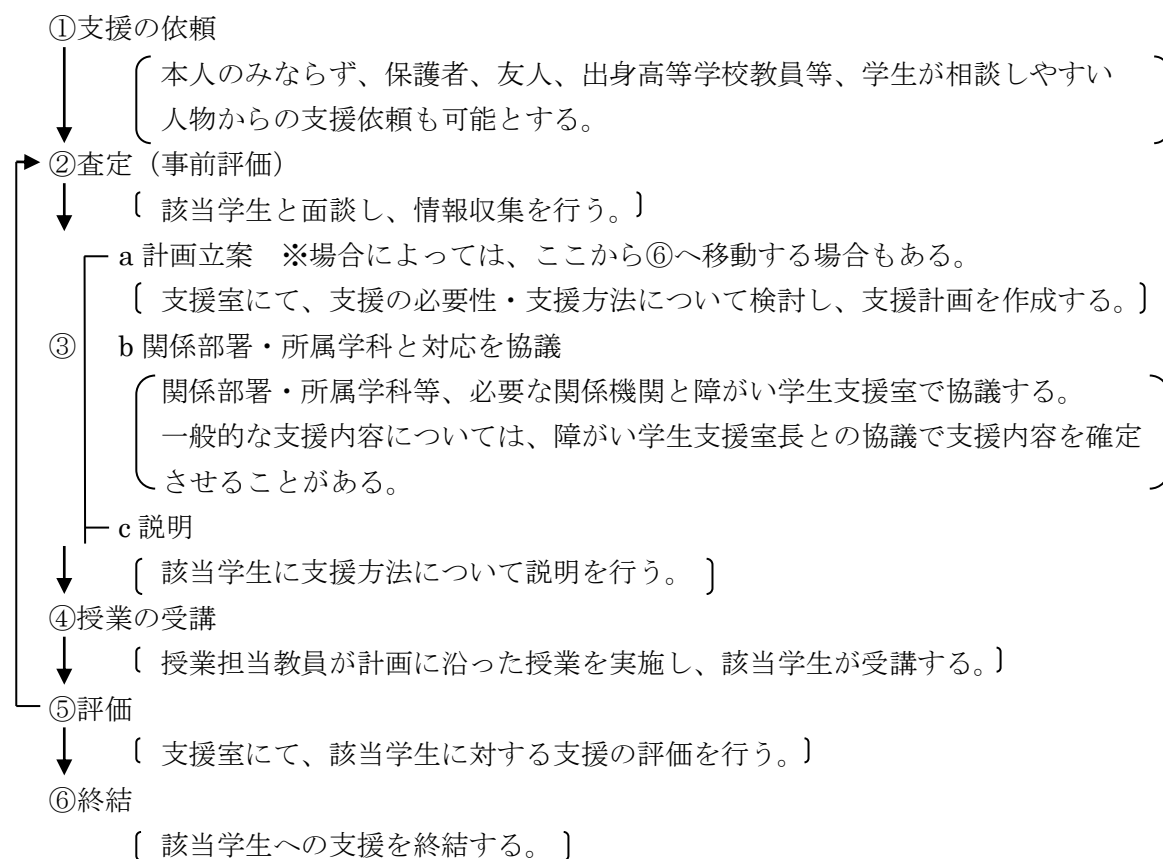
(4) **全学生が質の高い同一の教育を受けることができるよう支援します。**

全ての学生に必要な情報を伝えるために、授業資料の作成や課題の提示方法等について、障がい学生支援室が教職員からの相談に応じます。これにより、全学生が質の高い同一の教育を受けることができるよう支援します。

(5) **全学生へ同一基準で成績評価を行います。**

障がい学生に対して、レポート等の作成期間、提出方法、定期試験の実施方法、時間配分等に配慮することで、同一基準での成績評価が可能となります。

IV. 支援体制



【支援に関する相談窓口】

東広島キャンパス (障がい学生支援室)

TEL:0823-70-4536 内線:2213 E-mail : gakusei@ic.hirokoku-u.ac.jp

呉キャンパス (障がい学生支援室)

TEL:0823-73-8283 内線:3001 E-mail : k-gakuse@ic.hirokoku-u.ac.jp

V. 具体的支援の例

以下に障害の種別ごとの支援の例を記載しますので、ご参考にしてください。

[障がい学生修学支援内容]

(1) 視覚障がい学生への対応例

1. 教科書の書誌情報や配布資料の電子データ等を早めに提供する。
2. 板書やスライド等の内容は、できる限り読み上げる。また、板書やスライド等を指差しながら話す場合は、指示語（あれ、それ等）を使わず、具体的な言葉で説明する。
3. パソコンや拡大読書機等の支援機器の持ち込みや使用について配慮する。

(2) 聴覚障がい学生への対応例

1. 教科書の書誌情報や配布資料の電子データ等を早めに提供する。
2. 授業内容はできるだけ板書する。授業内容のレジュメを渡す。DVD等の教材を使用する場合、字幕を入れたり、事前に内容の流れを書いたものを渡し、文字情報を多くする。
3. テスト範囲や提出物の期限等重要な内容は、板書やプリントで伝える。

(3) 肢体不自由学生への対応例

1. 筆記が困難であったり、時間がかかることがあるため、パソコンの持込許可や資料の事前提供、レポートの後日提出等配慮する。
2. スムーズに移動ができるように座席を出入口付近にする等配慮する。

(4) 病弱・虚弱学生への対応例

1. 本人、保護者と事前相談を行い、授業時や生活上の問題等を確認する。また、体育や実習等、どこまで可能か確認しておく。
2. 通院が必要な場合、授業欠席時の学習の補充について配慮する。

(5) 発達障がい学生への対応例

1. 事前相談を行い、どういったことに配慮が必要か確認する。
2. 伝達事項は、プリントやメモに書いて渡す等配慮する。
3. 事前に相談者（相談窓口）を知らせ、精神的に不安定になった時は支援窓口（障がい学生支援室、学生相談室等）と連携することを検討しておく。

VI. 最後に

近年、様々な障害のある学生が入学していることから、その支援内容も多種多様化しており、教職員も、それぞれの実状に合わせた対応が求められてきます。

このガイドラインは、障がい学生修学支援の基本方針や支援内容の概要をまとめていますので、今後の障がい学生修学支援の課題も共有しながら、教職員が一丸となって取り組むことに、ご協力をお願いします。

VII. 支援のための情報

- 冊子 ・「教職員のための障害学生修学支援ガイド」独立行政法人日本学生支援機構
HP ・独立行政法人日本学生支援機構障害学生修学支援情報
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html
・内閣府
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
・広島大学 アクセシビリティセンター
<http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/>
・東京大学 バリアフリー支援室
<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>
・日本福祉大学 障害学生支援センター
<http://www.n-fukushi.ac.jp/shiencenter>

付 則

- 1 2013年4月から施行する。
- 2 この改正は、2022年4月1日から施行する。

以上